

複合型サービスの 報酬・基準について (案)

前回（第101回分科会）の議論における主な意見について

- 今後の市区町村における更なる整備と複合型サービスの普及のため、看護職員の役割を整理し、機能分化を図っていくための検討が必要ではないか。例えば利用者の医療依存度が高く、看取りも対応する複合型サービスと、従来の小規模多機能型居宅介護のような利用者の要介護度は比較的軽いが認知症にしっかり対応する複合型サービスなど。
- 複合型サービスが広がらないのは、報酬体系やシステムに課題があるのではないか。看護師の人員費をまかなえる報酬、登録定員の増員等を全体として考えるべきではないか。
- 集合住宅に併設した複合型サービス事業所について、サービス提供実態の違いからコストに差が生じていると考えられるため、適正化の観点から包括評価の仕組みにおいても差を設けるべきではないか。ただ、訪問回数の差が生じていることについては、要介護度別の詳細データを用いて議論するなど、その要因をもう少し精査する必要があるのではないか。
- 事業開始時支援加算について、利用者負担の問題もあることから、有効性や政策効果に関する検証が必要であり、効果があるなら継続すべき、効果がなければ廃止して、有効な別の施策に財源を充てるべきではないか。
- 保険者である市区町村が、複合型サービスの制度や参入メリットを十分理解できていないという指摘は大変重い。都道府県の協力も得て市区町村を支援するという仕組みをもう少し手厚くしていく必要があるのではないか。

複合型サービスの報酬算定の見直しについて

論点1

通い・泊まり・訪問介護・訪問看護のサービスを組み合わせることにより、医療ニーズのある中重度の要介護者の在宅療養生活を支援するサービスとして創設された複合型サービスであるが、現在の登録利用者にサービス提供されている訪問看護の実態に偏りがみられること、今後は利用者の重度化に伴い訪問看護の重要性が高まることが想定されることから、報酬算定を見直してはどうか。

対応

- 現行の基本報酬をもとに、下記のような複合型サービス事業所の看護体制を評価した減算及び加算を設ける。
 - 訪問看護を実施していない利用者が一定割合以上の複合型サービス事業所については、適正化の観点から、基本報酬に内包されている訪問看護サービス部分について減算を行う。
 - 訪問看護を実施している利用者が一定割合以上を占めており、利用者の医療ニーズに重点的に対応している複合型サービス事業所については、そのサービス提供体制を評価して加算を行う。

複合型サービスの報酬算定の見直しのイメージ

報酬構造イメージ図

【現行】 ○基本報酬

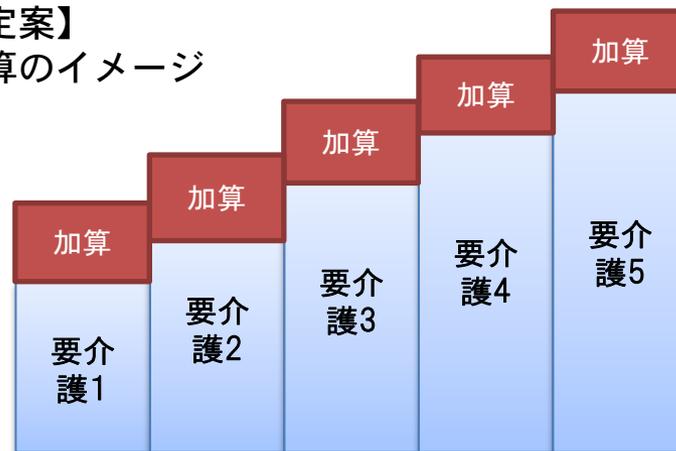


基本報酬

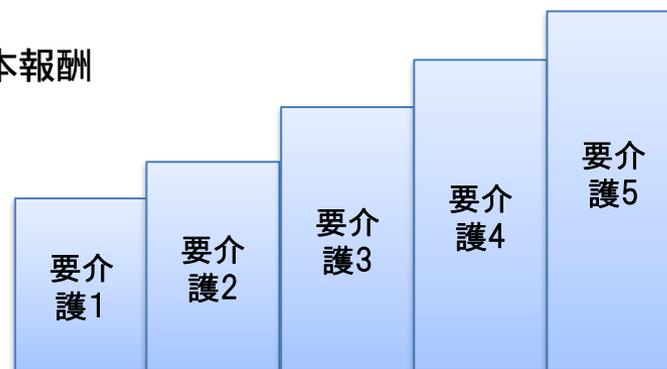
要介護1	13,341
要介護2	18,268
要介護3	25,274
要介護4	28,531
要介護5	32,141



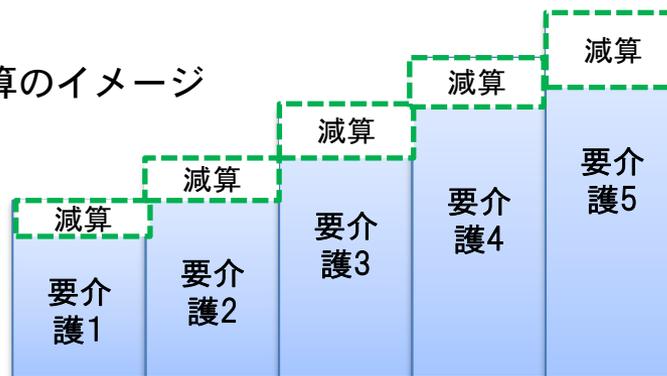
【改定案】 ○加算のイメージ



○基本報酬



○減算のイメージ

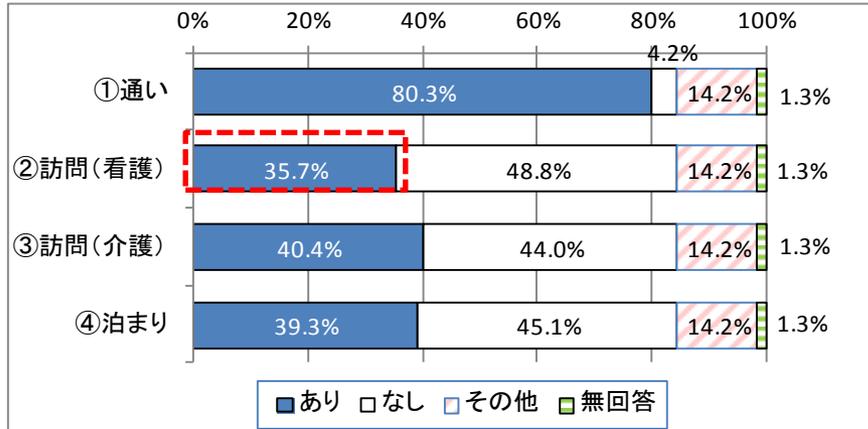


複合型サービスのサービス提供実態①利用者別の訪問看護利用状況

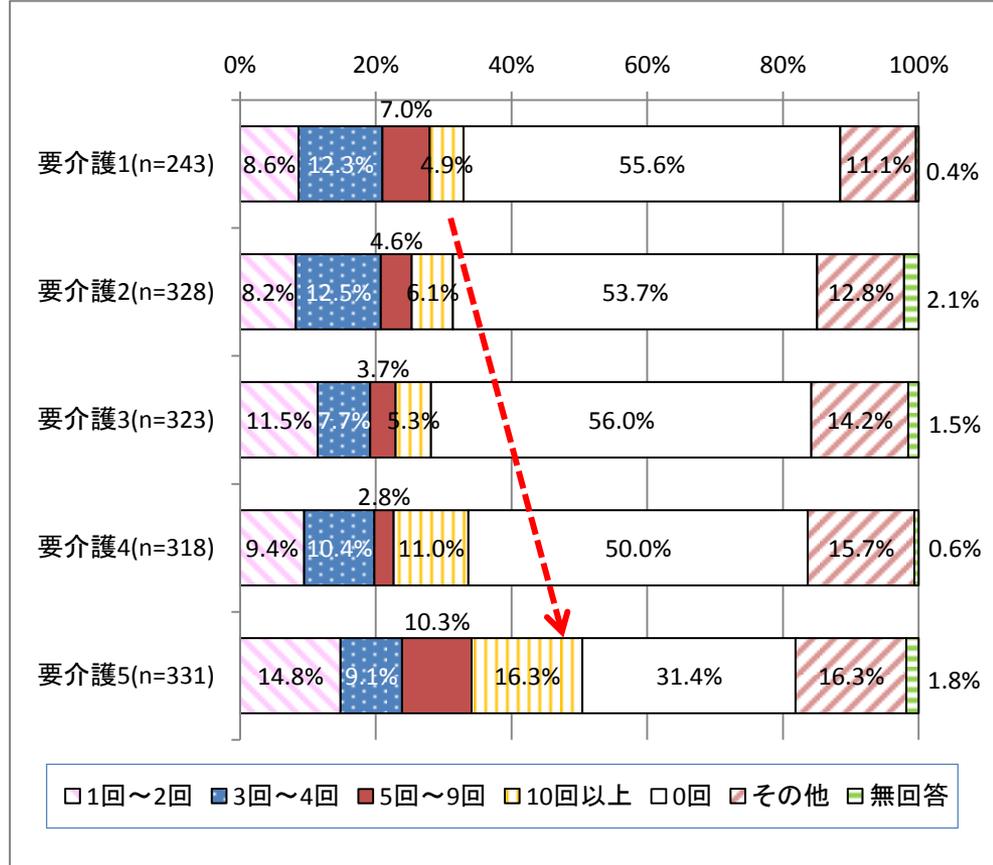
平成26年6月中の複合型サービス登録利用者1,563人について、

- 通いサービスの利用者は80.3%であるが、訪問看護サービスの利用者は35.7%である。
- 訪問看護サービスの利用者の割合や訪問回数は、要介護度が上がるほど増加する傾向にある。

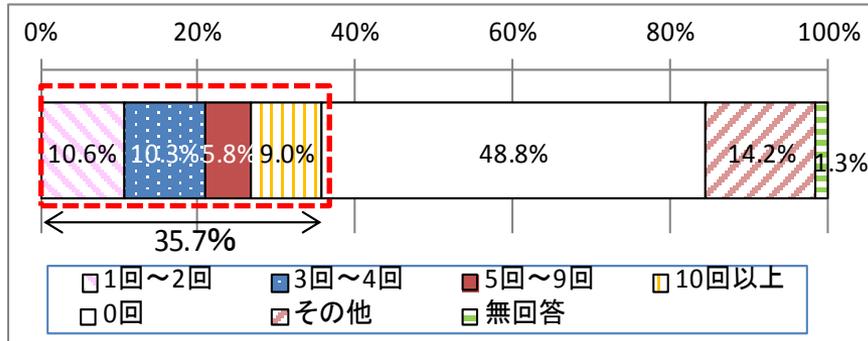
【利用者に対する各サービスの提供の有無(n=1,563)】



【訪問看護が提供されている要介護度別の登録者の有無(n=1,543)】



【利用者に対する訪問看護の回数(平成26年6月)(n=1,563)】



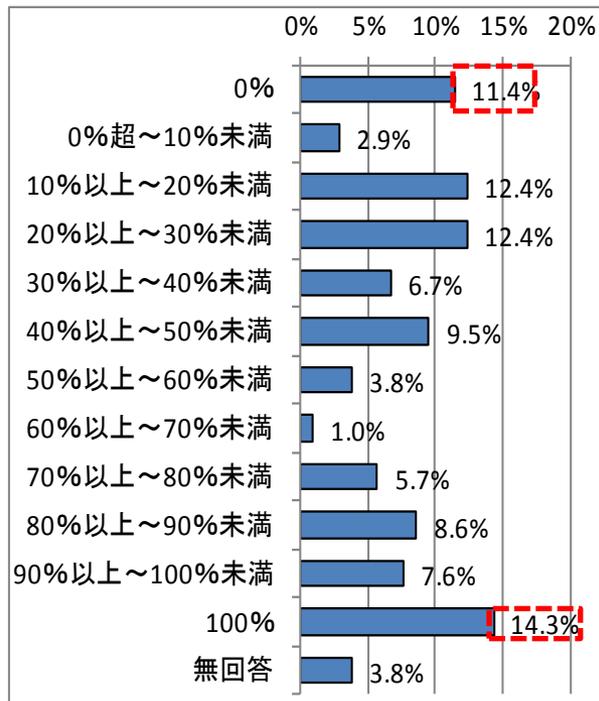
※ 「その他」は、調査月(平成26年6月)の月途中で利用開始または利用終了したことにより1か月間利用継続しなかった登録者である。

※ 要介護度が「申請中」、「無回答」の場合は図中に記載していない

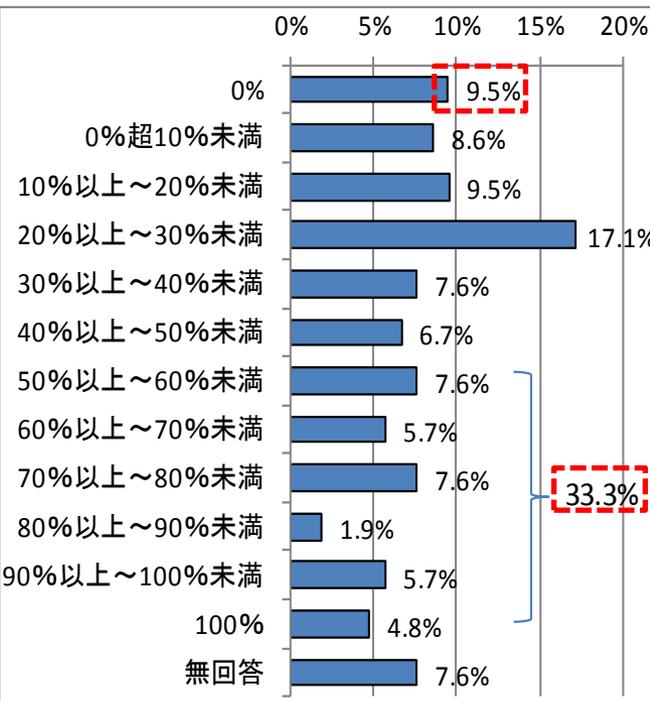
複合型サービスのサービス提供実態②事業所別の訪問看護の状況

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 訪問看護指示書の交付の有無について、全ての利用者が交付有りの事業所は14.3%である一方で、全ての利用者が交付無しの事業所は11.4%である。
 - 訪問看護の提供について、利用者の半数以上に提供している事業所は33.3%である一方で、利用者に全く提供していない事業所は9.5%である。
 - 特別管理加算の算定者割合について、利用者の20%以上を占めている事業所は23.1%である一方で、算定者無しの事業所は40.0%である。

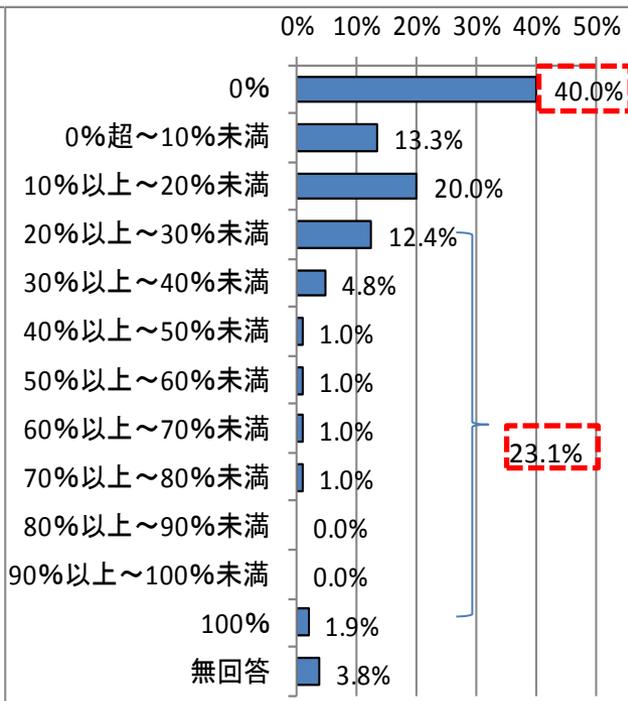
【事業所ごとの訪問看護指示書交付有の利用者比率(n=105)】



【事業所ごとの訪問(看護)を提供した利用者比率(n=105)】



【事業所ごとの特別管理加算有の利用者比率(n=105)】



回答件数	平均値	標準偏差	中央値
101	49.4	35.9	40.0

回答件数	平均値	標準偏差	中央値
97	40.1	30.5	33.3

回答件数	平均値	標準偏差	中央値
101	12.8	18.9	6.7

複合型サービスのサービス提供実態③医療ニーズ対応の事業所の特徴

平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
 ○ 登録利用者全数に占める特別管理加算の算定者割合が20%を超えている事業所の特徴として、登録利用者数が少ない一方で、看護師(常勤換算)数を手厚く配置している。

【登録利用者数】

	事業所数	平均値(人)	中央値(人)
全体	104	15.59	17.50
特別管理加算算定利用者が20%以上	24	13.92	15.00
特別管理加算算定利用者が20%未満	76	16.18	18.00

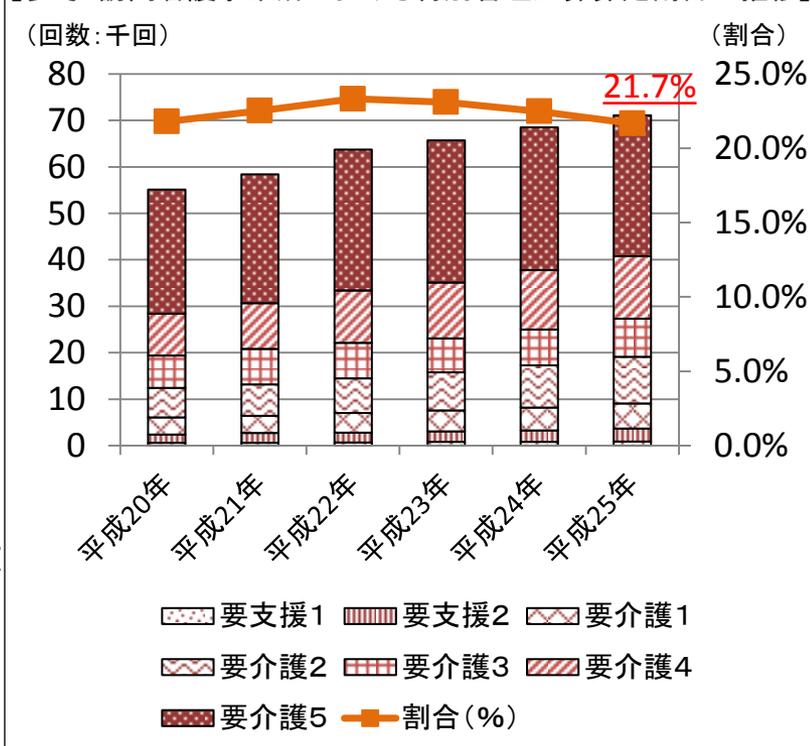
登録利用者数
 平均値との差
 -1.67人
 中央値との差
 -2.5人

【看護師(常勤換算)数】

	事業所数	平均値(人)	中央値(人)
全体	102	4.06	3.00
特別管理加算算定利用者が20%以上	24	5.85	4.10
特別管理加算算定利用者が20%未満	75	3.53	2.90

看護師
 (常勤換算)数
 平均値との差
 +1.79人
 中央値との差
 +1.10人

【参考：訪問看護事業所における特別管理加算算定割合の推移】



(注) 特別管理加算とは、特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態に該当する以下の状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合に加算する。(区分支給限度基準額の算定対象外)

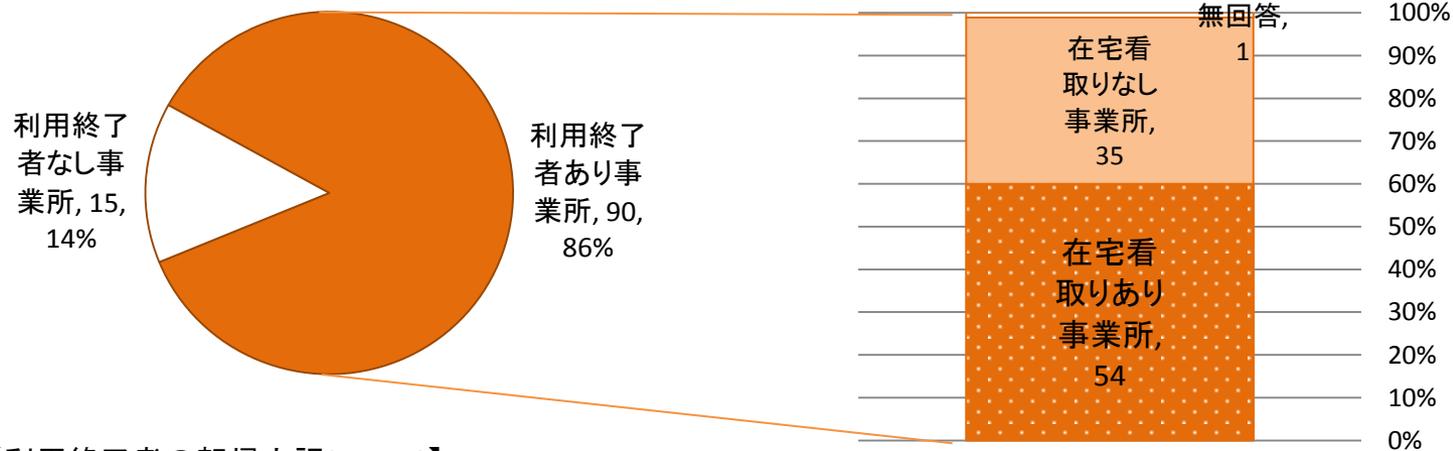
- 特別管理加算(Ⅰ) 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
- 特別管理加算(Ⅱ) 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

複合型サービスのサービス提供実態④看取りに関する事業所の状況

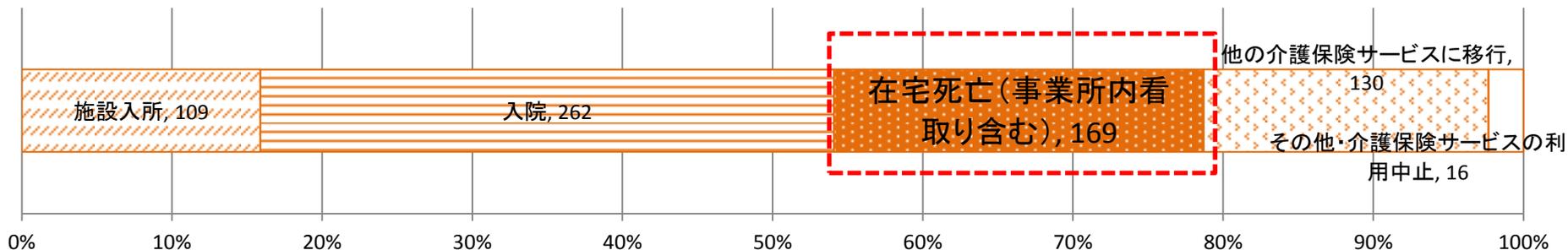
- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 平成25年7月～平成26年6月までの1年間に利用終了者がいた事業所は90事業所であり、利用終了者の合計は686人である。
 - 利用終了者の転帰としては、入院が最も多く262人、次いで在宅死亡169人（うち事業所内看取りは93人）である。
 - 在宅死亡（事業所内看取りを含む）が1人以上あった事業所（以下、「在宅看取りあり事業所」とする）は54事業所である。

【利用終了者の有無別事業所数(n=105)】

【利用終了者のうち在宅死亡（事業所内看取り含む）の有無別事業所数(n=90)】



【利用終了者の転帰内訳(n=686)】

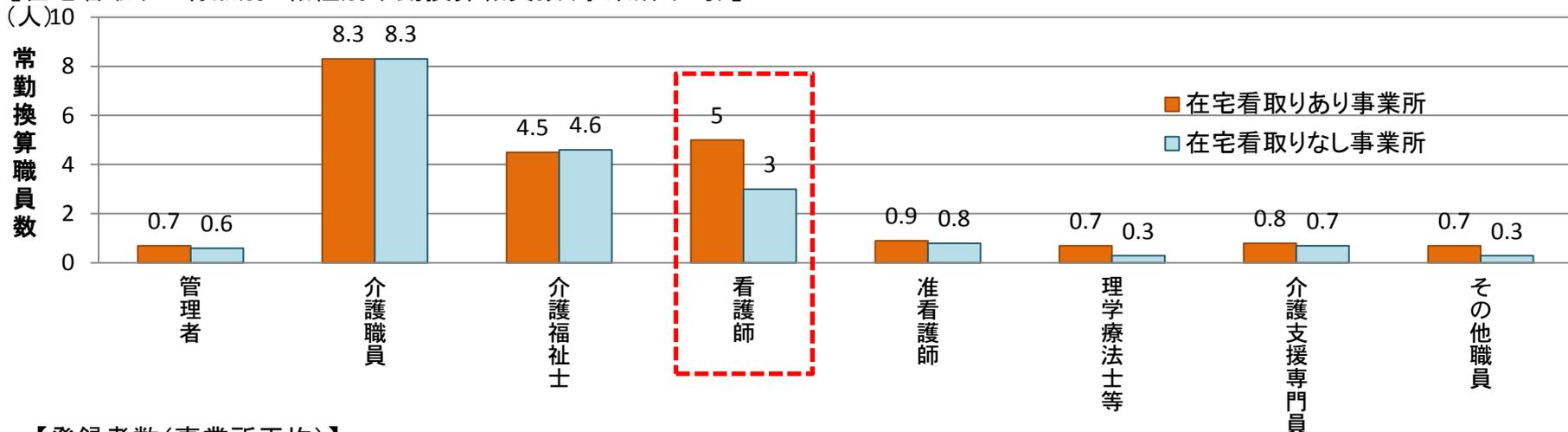


複合型サービスのサービス提供実態⑤看取りに関する事業所の状況

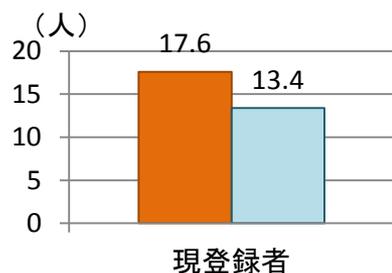
平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、「在宅看取りあり事業所」54事業所の特徴は、

- 勤務する看護師(常勤換算)数が平均5.0人で、「在宅看取りなし事業所」よりも平均2.0人多い。
 - 登録利用者(事業所平均)数が、「在宅看取りなし事業所」よりも平均4.2人多い。
 - 利用終了者は「在宅看取りなし事業所」よりも平均3.4人多く、在宅死亡(平均3.1人)の影響が大きい。
- なお、在宅死亡(平均3.1人)には事業所内看取り(平均1.7人)が含まれる。

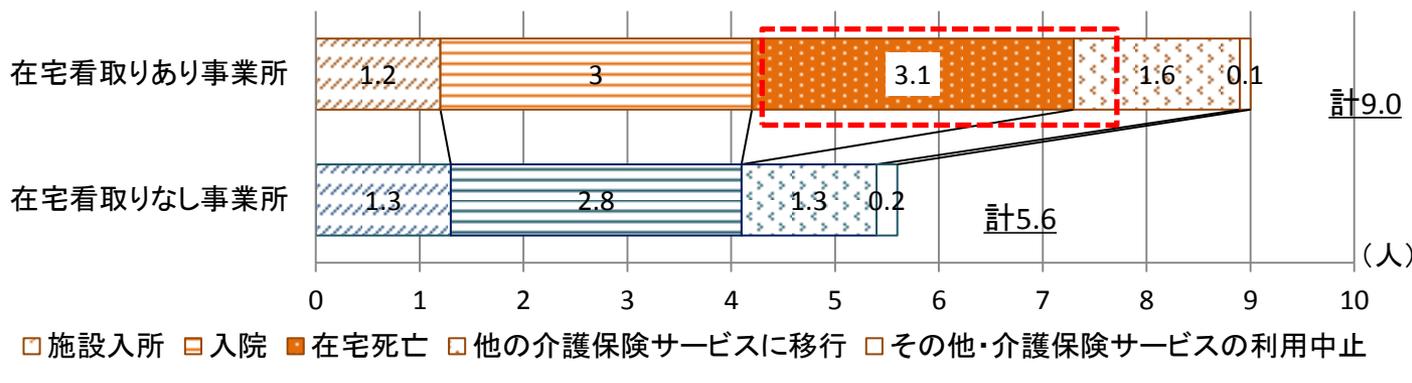
【在宅看取りの有無別 職種別常勤換算職員数(事業所平均)】



【登録者数(事業所平均)】
(平成26年6月1日時点)



【平成25年7月～平成26年6月の間に利用終了した利用者の転帰内訳(事業所平均)】

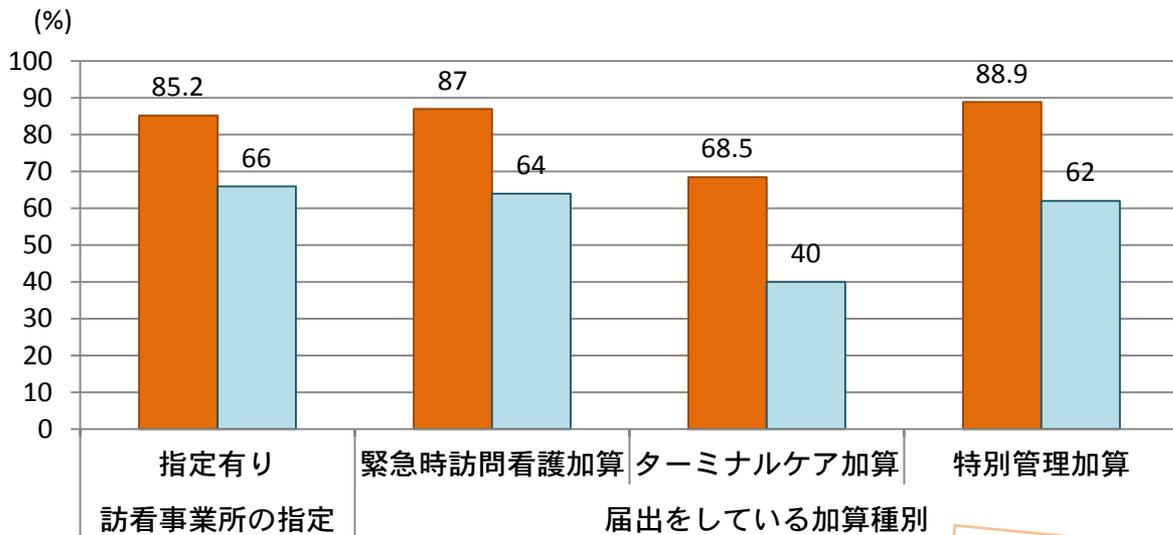


複合型サービスのサービス提供実態⑥看取りの多い事業所の特徴

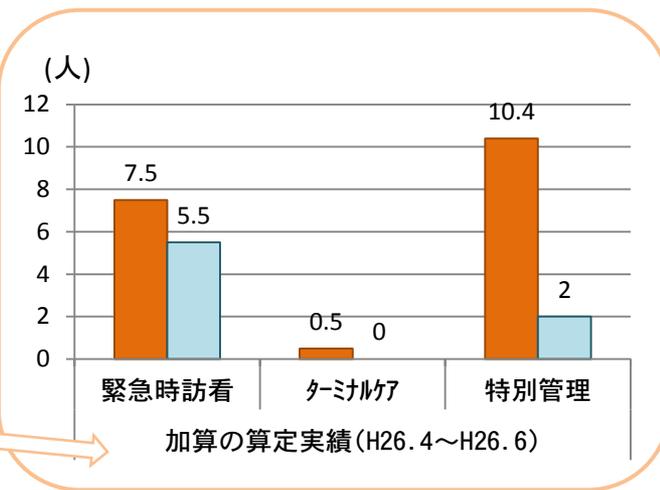
平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、「在宅看取りあり事業所」54か所について、「在宅看取りなし事業所」と比べると、

- 訪問看護事業所の指定や、緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算・特別管理加算の届出をしている事業所割合が、いずれも高く、各加算の算定実績人数も多い。
- 訪問看護指示書が交付されている利用者割合は高く、訪問看護指示を受けとった医療機関数も多い。

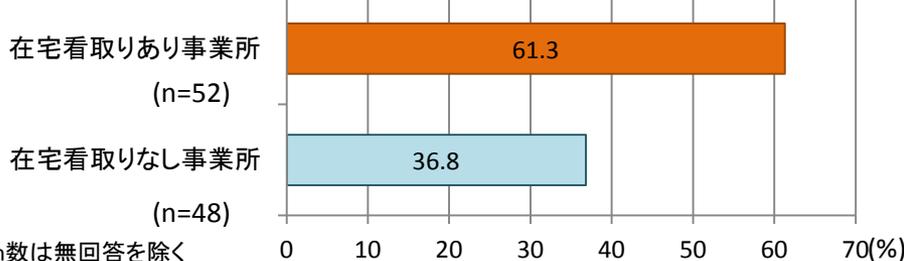
【在宅看取りの有無別 事業所の加算体制等】



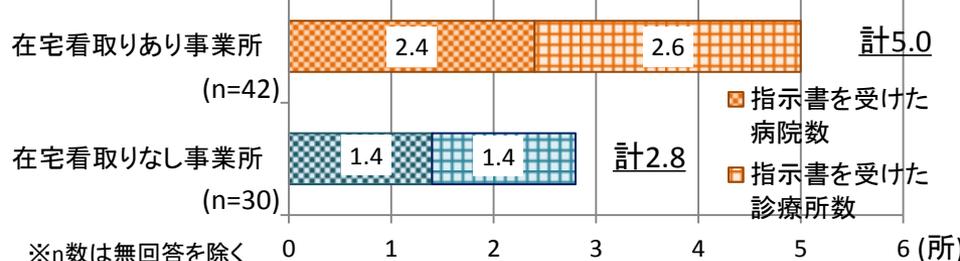
■ 在宅看取りあり事業所
■ 在宅看取りなし事業所



【利用者への訪問看護指示書の交付割合(1事業所あたり平均)】



【訪問看護指示書を受けた医療機関数(1事業所あたり平均)】



複合型サービス事業所と同一建物居住者へのサービス提供について

論点2

サービスの提供実態を踏まえ、同一建物居住者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設けてはどうか

対応

- ・ 利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設ける。

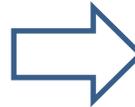
報酬構造イメージ図

【現行】

複合型サービス費	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5

【改定案】

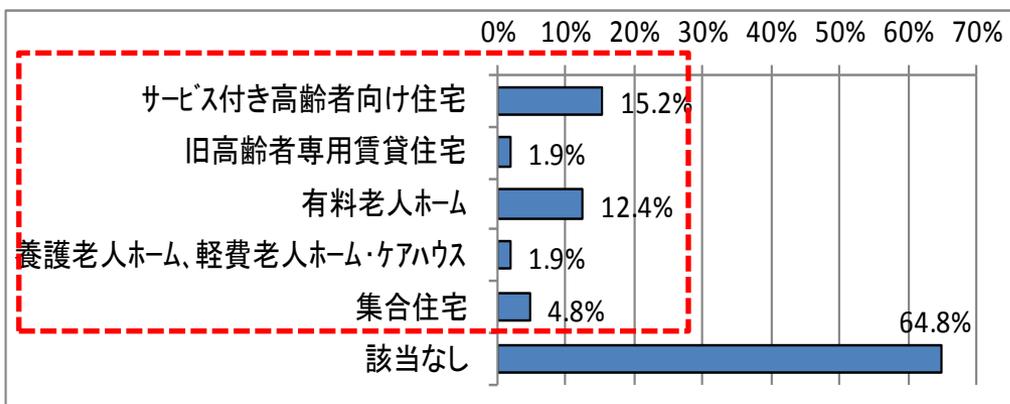
複合型サービス費 (Ⅰ) 同一建物以外の居住者 に対して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5
複合型サービス費 (Ⅱ) 同一建物居住者に対 して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5



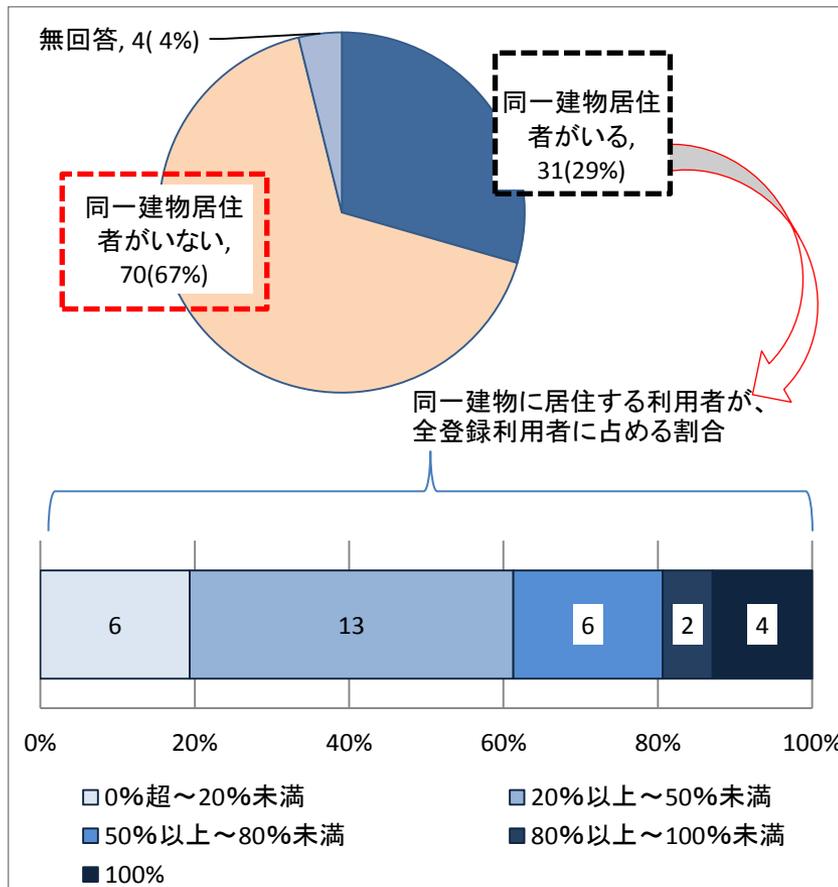
複合型サービス事業所と同一建物居住者へのサービス提供実態①

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 複合型サービス事業所のうち、同一建物内に何らかの住まいがある事業所は35.2%であり、内訳は、「サービス付き高齢者向け住宅」が15.2%、「有料老人ホーム」が12.4%であった(複数回答)。
 - 複合型サービスの登録利用者のうち、事業所と同一建物に居住している利用者は15.4%であった。
 - 複合型サービス105事業所のうち同一建物に居住する利用者がいない事業所は70か所あった。

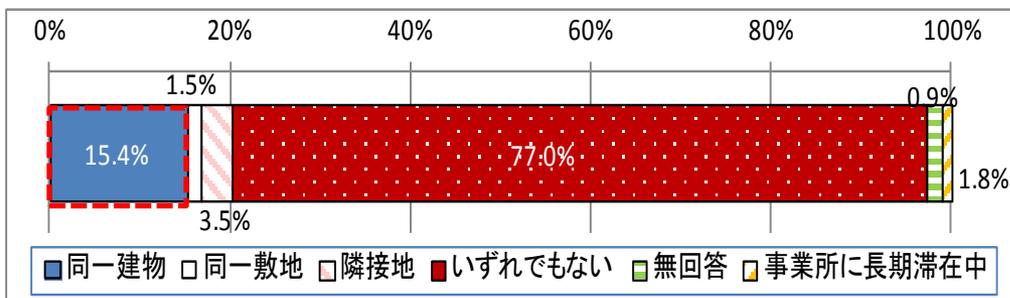
【複合型サービスと同一建物内にある住まい(複数回答)(n=105)】



【事業所と同一建物に居住する利用者の有無(n=105)】



【利用者の住まいと事業所の位置関係(n=1,563)】

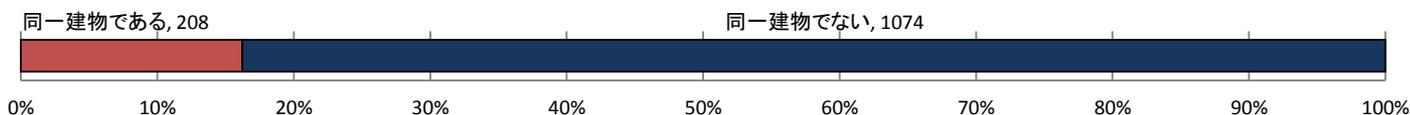


※ 「いずれでもない」は、住まいが複合型サービス事業所と「同一建物」「同一敷地」「隣接地」のいずれでもないことを指す。

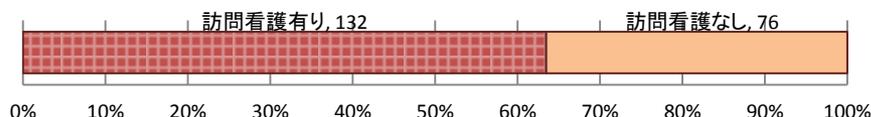
複合型サービス事業所と同一建物居住者へのサービス提供実態②

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 同一建物に居住する利用者は、同一建物以外の利用者に比べて、訪問看護の提供有の割合が多い。
 - 同一建物に居住する利用者は、泊まりを含めたパターンによるサービス利用が少なく1割程度である一方で、「通い+訪問(看護・介護)」パターンが8割を超える。
 - 同一建物に居住していない利用者は、泊まりを含めたパターンによるサービス利用が5割程度あり、また、その他のパターンにも偏在傾向はなく、様々な組み合わせによりサービス利用している。

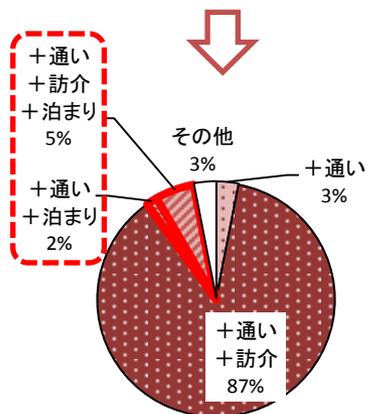
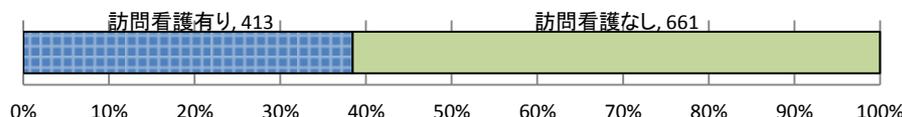
利用者の住まいと事業所が同一建物か(n=1282)



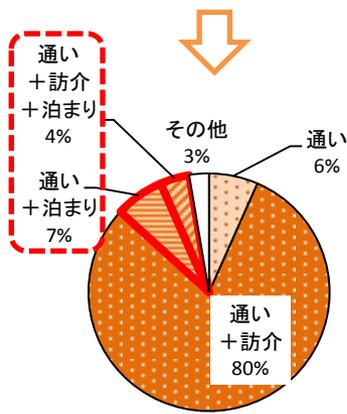
同一建物に居住する利用者について、訪問看護サービスの提供の有無(平成26年6月中)(n=208)



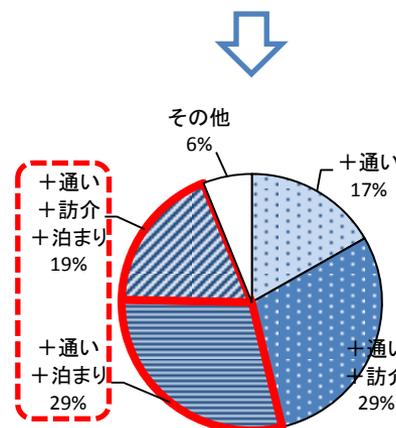
同一建物に居住していない利用者について、訪問看護サービスの提供の有無(平成26年6月中)(n=1,074)



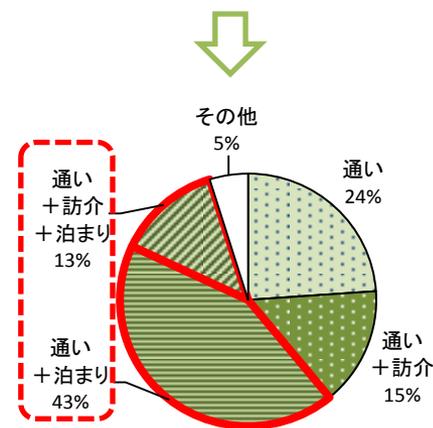
訪問看護有りの場合、サービスの利用パターン(n=132)



訪問看護無しの場合、サービスの利用パターン(n=76)



訪問看護有りの場合、サービスの利用パターン(n=413)



訪問看護無しの場合、サービスの利用パターン(n=661)

論点3

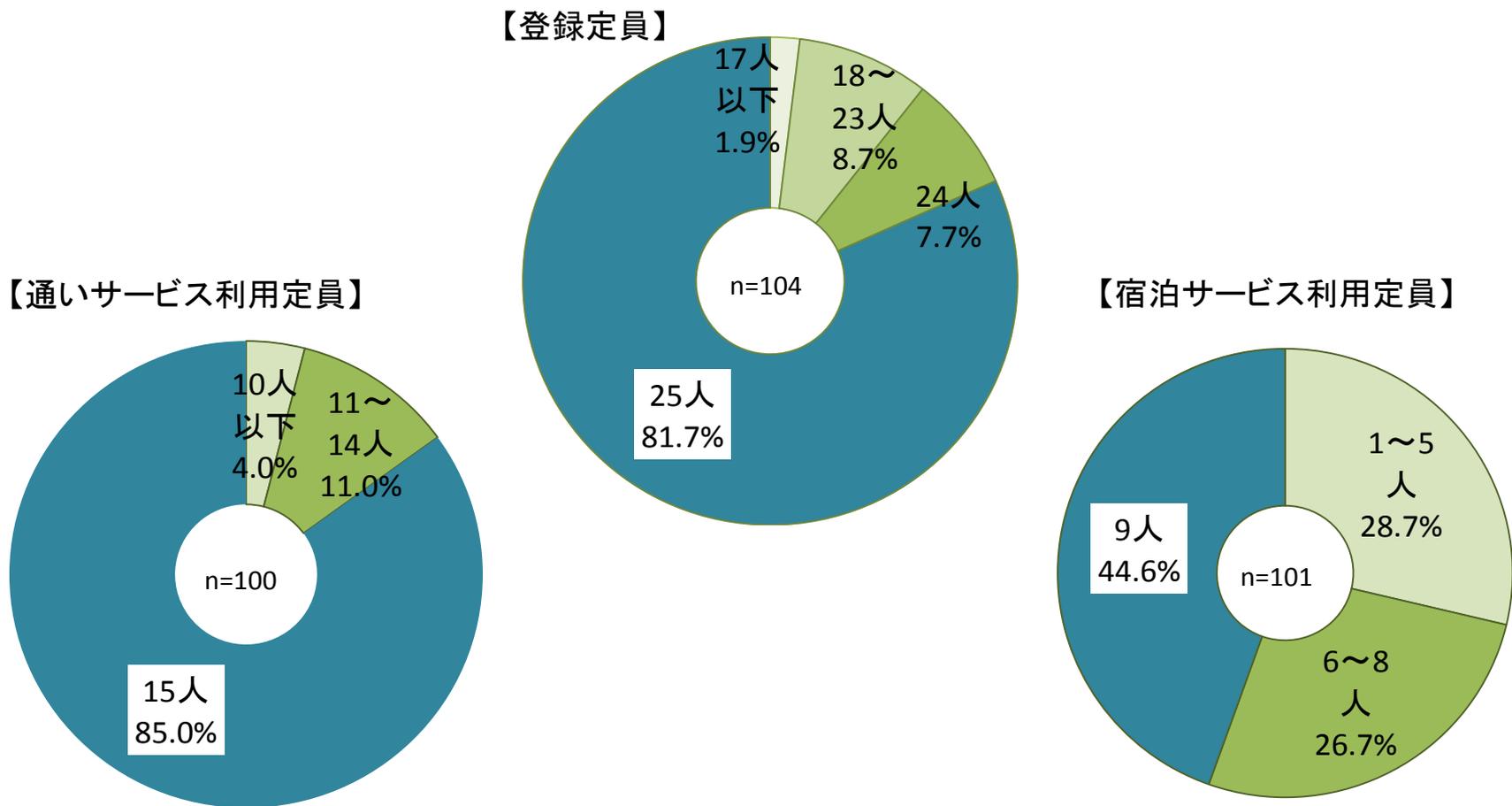
現行の登録定員「25人以下」を引き上げて「29人以下」としてはどうか。

対応

- ・ 複合型サービスは、地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- ・ 現に事業を行う複合型サービス事業所が登録定員を拡大する場合には、「現に利用する者へのサービスの提供に支障を来さないよう、訪問サービスの提供など、必要な配慮を行うこと」を解釈通知に規定する。

複合型サービス事業所における定員等の実態①

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 登録定員について、上限の25人に設定している事業所は81.7%である。
 - 通いサービスの利用定員について、上限の15人に設定している事業所は85.0%である。
 - 泊まりサービスの利用定員について、上限の9人に設定している事業所は44.6%である。

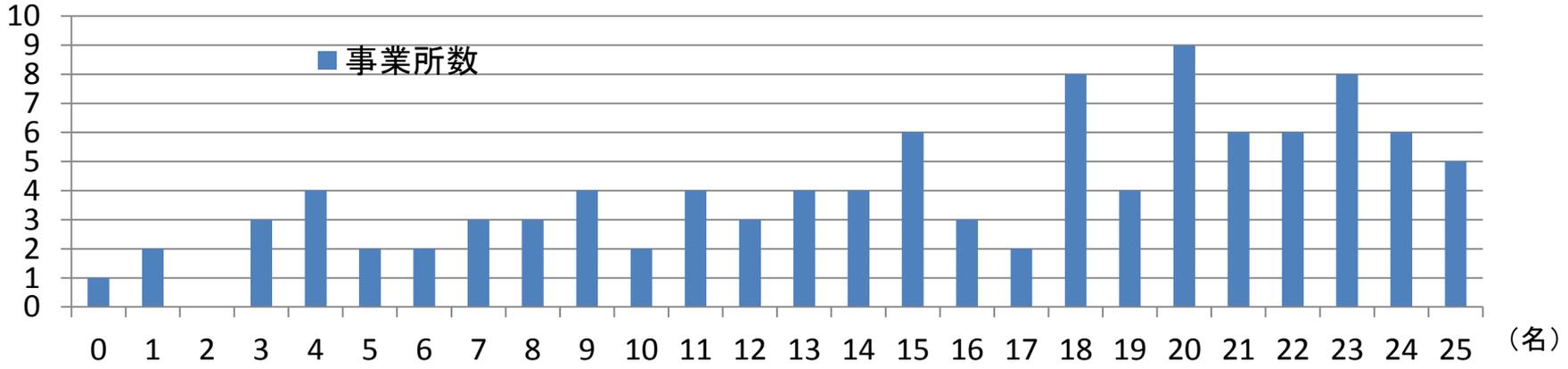


複合型サービス事業所における定員等の実態②

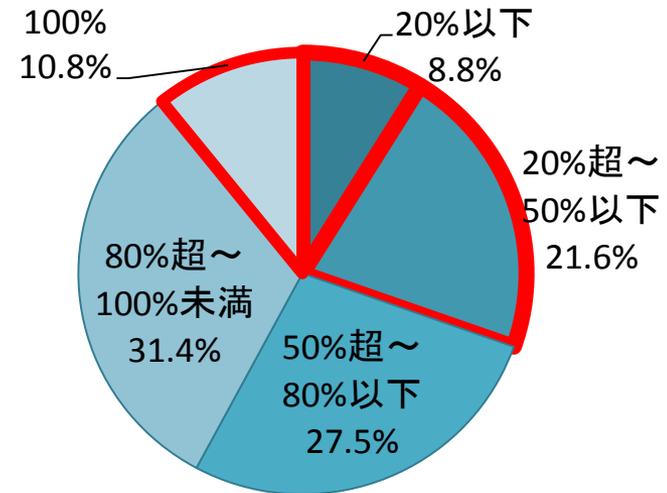
平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、

- 登録利用者数は、事業所によってばらつきが大きい。
- 登録定員に占める登録利用者の割合が100%である事業所は10.8%である一方で、登録利用者が登録定員の半数以下の事業所は30.4%である。

【登録利用者数の分布(n=104)】



【登録定員に占める登録利用者数の割合(n=102)】



論点4

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有しており、効率化してはどうか。

対応

- ・ 複合型サービスは、引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを運営推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

サービス普及に向けたサービス名称の見直しについて

論点5

サービスの普及に向けた取組として、提供するサービス内容が具体的にイメージできる名称に変更してはどうか。

対応

- ・ 医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るという方針が具体的にイメージでき、サービスの普及につながる名称「看護小規模多機能型居宅介護(仮称)」へ変更する。

事業開始時時支援加算について

論点6

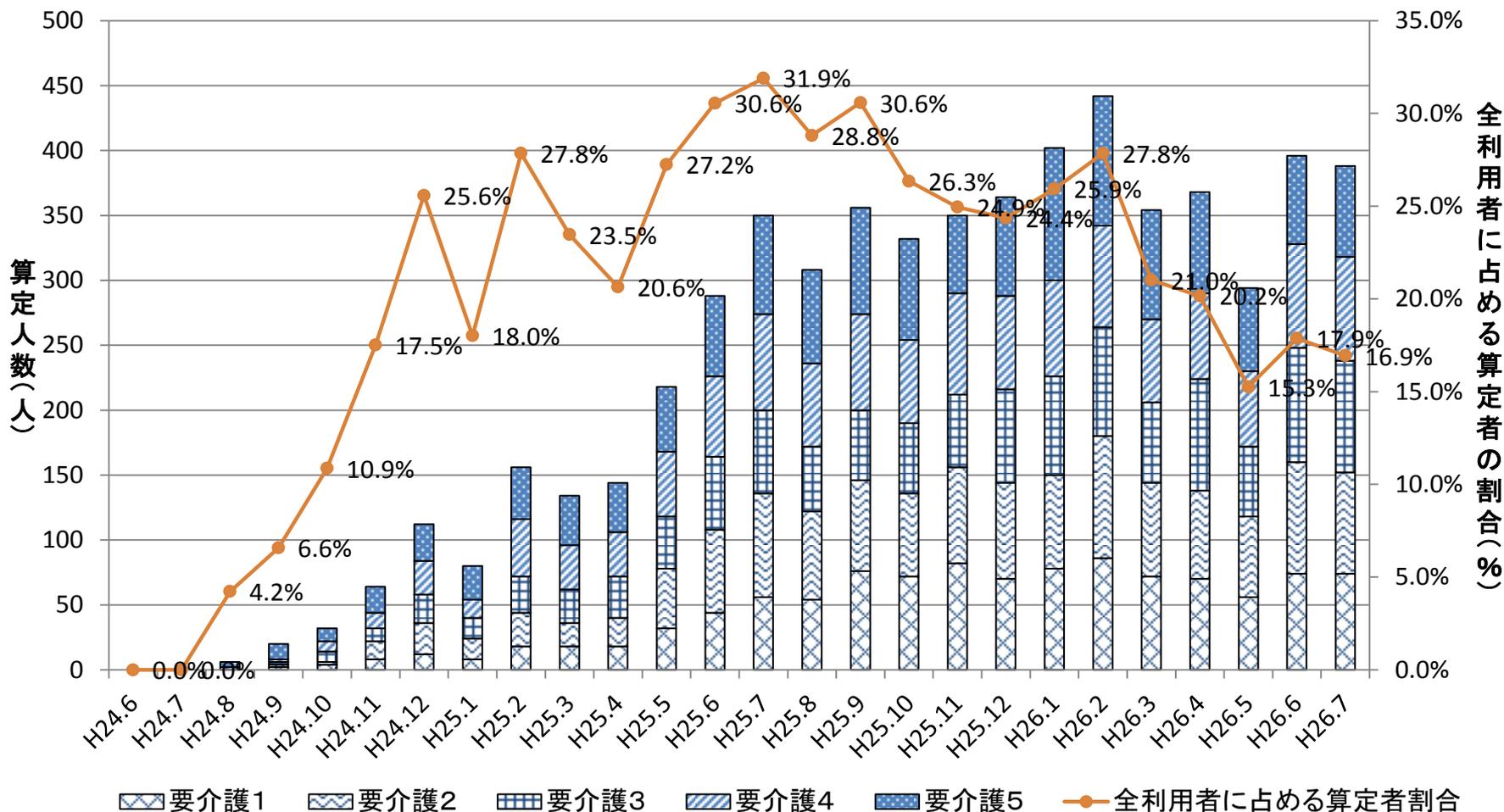
事業開始時支援加算の時限措置を平成30年度末まで延長し、継続してはどうか。

対応

- ・ 事業開始時支援加算については、平成27年3月末までの時限措置としているが、今後の整備促進を図る観点から、現在の加算の算定状況や収支状況等を踏まえ、平成30年度末まで延長する。

複合型サービスにおける事業開始時支援加算に係る 要介護度別の算定実人数及び全利用者数に占める割合

○ 複合型サービスの利用者に占める事業開始時支援加算の算定者割合は、平成25年度は25～30%で推移し、平成26年度は15～20%で推移している。



※ 事業開始時支援加算とは、事業開始後1年未満の指定複合型サービス事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(25名以下)の100分の70に満たない指定複合型サービス事業所について、平成27年3月31日までの間、1月につき500単位を加算するもの。

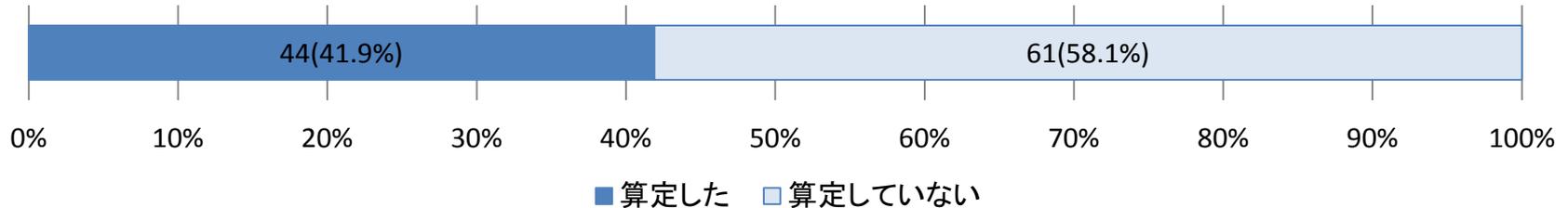
【出典】厚生労働省介護給付費実態調査(各月審査分)から老人保健課が作成

複合型サービス事業所の運営状況

平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、

- 平成26年6月中に事業開始時支援加算を算定した事業所は、44か所(41.9%)であった。
- 開設前の事業実施状況別にみると、訪問看護ステーション、療養通所介護や事業無の場合が赤字の傾向にあった。

【複合型サービス事業所の事業開始時支援加算の算定割合(n=105)】



【複合型サービス事業所の開設前の事業の実施状況別収支(n=105)】

